

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（組合調整対象収入額）</p> <p>第十四条 組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額</p> <p>組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> $\frac{\text{組合調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4294 + 1,923.00\text{円}$ <p>ロ 当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第</p>	<p>（組合調整対象収入額）</p> <p>第十四条 組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額</p> <p>組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> $\frac{\text{組合調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4220 + 1,506.00\text{円}$ <p>ロ 当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第</p>

六位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額

組合調整対象需要額 (後期高
齢者支援金及び介護納付金の
納付に要する費用の額を除く
。)

$$0.0000002797 \times \text{当該組合の平均被保険者見込数} + 0.006761$$

二 イ及びロに掲げる額の合算額

- イ 一万七千七百二十三円二十八銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)
- ロ 〇・〇一三四二四に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

三 イ及びロに掲げる額の合算額

- イ 一万七千七百十七円三十七銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

- ロ 〇・〇〇九九一七に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

附 則

(削る)

六位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額

組合調整対象需要額 (後期高
齢者支援金及び介護納付金の
納付に要する費用の額を除く
。)

$$0.0000003080 \times \text{当該組合の平均被保険者見込数} + 0.007593$$

二 イ及びロに掲げる額の合算額

- イ 一万七千八百二十四円三十四銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)
- ロ 〇・〇一四四二二に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

三 イ及びロに掲げる額の合算額

- イ 一万六千七百二十四円七十六銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

- ロ 〇・〇一〇三二三に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額 (銭未満は四捨五入するものとする。)

附 則

(平成二十七年の組合普通調整補助金の算定の特例)

第二条 平成二十七年において、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令 (平成二十四年

厚生労働省令第四十六号)による改正前の第十三条の規定による平成二十二年度の組合普通調整補助金の額及び同令による改正前の第十四条第一項の規定による平成二十二年度の組合特別調整補助金の額の合算額に対する平成二十七年年度の組合普通調整補助金の額の割合が百分の百四十一を超える組合については、第十二条の規定にかかわらず、当該組合に対する組合普通調整補助金の額は、当該合算額に百分の百四十一を乗じて得た額とする。

(平成二十七年年度及び平成二十八年年度における別表第二に定める率の特例)

第二条 平成二十七年年度及び平成二十八年年度においては、別表第二当該当対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達した者(次条において「特例措置対象被保険者」という。)である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「—」、「—」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」と読み替えて適用するものとする。

(平成二十八年年度及び平成二十九年年度における別表第三に定める率の特例)

第二条の二 平成二十八年年度及び平成二十九年年度においては、別表第二当該当対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、特例措置対象被保険者である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「—」、「1.0000」及び「0.9295」と読み

(平成二十七年年度及び平成二十八年年度における別表第二に定める率の特例)

第二条の二 平成二十七年年度及び平成二十八年年度においては、別表第二当該当対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達した者(次条において「特例措置対象被保険者」という。)である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「—」、「—」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」と読み替えて適用するものとする。

(平成二十七年年度及び平成二十八年年度における別表第三に定める率の特例)

第二条の三 平成二十七年年度及び平成二十八年年度においては、別表第二当該当対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、特例措置対象被保険者である場合における費用の額に乘ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「—」、「1.0000」及び「0.9295」と読み

替えて適用するものとする。

替えて適用するものとする。